

高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市教育委員会（以下「委員会」という。）が、市民の教育、文化及びスポーツの発展に関する事業に対して共催及び後援（以下「共催等」という。）をする場合の承認事務の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 委員会が教育的見地から奨励の意を表するとともに、主催者の一員として当該事業の企画、運営に参画することをいう。
- (2) 後援 委員会が教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励することをいう。

(名義)

第3条 委員会が行う事業の共催等の名義は、高知市教育委員会又は委員会が所管する教育機関（市立学校を除く。）とする。

(事業の主催者)

第4条 委員会が共催等を行う事業の主催者（以下「共催等対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらの機関
- (2) 教育機関及び教育研究団体
- (3) 公益法人（宗教法人を除く。）及びこれに準ずる公共的団体
- (4) 教育、文化、スポーツ団体及び学術研究団体
- (5) 新聞社、放送局等報道機関
- (6) その他委員会が特に適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、共催等対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、共催等の承認の対象としない。

(共催等の範囲)

第5条 委員会が共催等を行う事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の教育行政の運営方針に添ったもの
- (2) 事業の内容が明らかに教育、文化、スポーツ及び芸術の向上普及に寄与するもので、公益性のあるもの
- (3) 事業を開催し、又は開設する場所について、公衆衛生及び災害防止に関する十分な設備及び措置が講じられているもの
- (4) その他委員会が特に適当と認めたもの

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、共催等を行わないものとする。

- (1) 政党、宗教等の利害に関するもの
- (2) 同人的活動等で公共性の乏しいもの
- (3) 営利又は売名目的が顕著なもの
- (4) 共催等を行うことによって、第三者に直接的、間接的に重大な利害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるもの
- (5) 特定の者若しくは限られた会員又は特定の地域に係るもの。ただし、当該事業の効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。
- (6) 高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員の利益になるもの又はなるおそれがあるもの
- (7) その他委員会が、共催等を行うことが不適当と認めるもの

(共催等の申請)

第6条 共催等の承認を受けようとする者は、共催・後援事業申請書（様式第1号）を原則として事業開催30

日前までに委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他参考となる資料

(決定の通知)

第7条 委員会は、前条の規定による申請があった場合、速やかにその内容を審査し、承認するときは共催・後援決定通知書（様式第2号）により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 委員会は、共催等の承認決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により共催等の承認決定を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、その旨を所定の様式により委員会に届け出るものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 承認決定者は、共催等の承認決定を受けた事業の内容等に変更が生じたときは、速やかに、共催等の承認の再申請をしなければならない。

2 第6条、第7条及び前条の規定は、前項の再申請について準用する。

(事業の中止又は廃止)

第10条 承認決定者は、共催等の承認決定を受けた事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を所定の様式により委員会に届け出なければならない。ただし、委員会が適当と認めるときは、口頭その他の適当な方法により当該届出をすることができる。

(共催等の取消し)

第11条 委員会は、共催等を承認決定した後において、第4条及び第5条各項に抵触したとき、関係法令に違反したとき、又は前条の規定による届出があったときは、共催等を取り消すものとする。

2 委員会は、前項の規定による承認の取消しをしたときは、所定の様式により速やかに承認決定者に通知するものとする。ただし、承認決定者が共催等の承認決定を受けた事業を中止又は廃止したことによる取消しの場合で、委員会が適当と認めるときは、口頭その他の適当な方法により当該通知をすることができる。

(事業報告)

第12条 委員会は、承認決定者に対し必要に応じて、当該事業完了後事業実施報告書（様式第3号）の提出を求めることができるものとする。

(共催等の不承認)

第13条 委員会は、事業の主催者が共催等の承認の経路を経ずに第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前に既に印刷し、又は公表した場合を含む。）、その事由によっては、当該主催者又は主催団体の以後の共催等の承認をしないものとするることができる。

2 この要領に違反し、又は委員会の指示に従わなかった場合は、その事由によっては、当該主催者又は主催団体の以後の共催等の承認はしないものとするることができる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領の規定に基づく様式は、この要領による改正後の高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。